

農研機構育成の登録品種の自家用の 栽培向け増殖に係る許諾について

東北ハイテク研究セミナー
改正された種苗法を学ぶ

令和4年9月21日（水）

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構
知的財産部 山本 俊哉

農研機構は

- ・ 合計**848の登録品種**を保有している。
- ・ そのうち**単独育成が707品種、共有が141品種**である。
- ・ すべての登録品種を、**海外持出禁止**としている。

主な品種は

- ・ ブドウ：シャインマスカット
- ・ カンキツ：せとか
- ・ クリ：ぽろたん
- ・ カンショ：べにはるか
- ・ イチゴ：おいCベリー、恋みのり
- ・ ハクサイ：あきめき
- ・ 稲：きぬむすめ、夢あおば、あきだわら、にこまる、たちすずか
- ・ コムギ：ゆめちから、あやひかり、ミナミノカオリ
- ・ ダイズ：里のほほえみ、おおすず、えんれいのそら
- ・ オオムギ：はるか二条

育成者権切れの品種

農研機構の2022年3月までに権利満了した品種リスト

あきたっこ	コムギ種
アキチカラ	稲種
アキミドリⅡ	オーチャードグラス種
アキユタカ	エンバク種
アキワセ	エンバク種
アケノホシ	稲種
あけぼのもち	コムギ種
アサカノナタネ	ナタネ種
アシスト	ナス種
アブクマワセ	コムギ種
アマホマレ	テンサイ変種
アヤムラサキ	カンショ種
ありあけ	オレンジ種
あわみのり	稲種
イエロークイン	キク種
イエローポメロ	カンキツ属
イシュクシラズ	オオムギ属
イチバンボシ	オオムギ属
いちひめ	ダイズ種
いぶきもち	コムギ種
イワイノダイチ	コムギ種
いわかみ	リンゴ属
インカゴールド	バレイシヨ種
インカのめざめ	バレイシヨ種
インカパープル	バレイシヨ種
インカレッド	バレイシヨ種

品種登録の存続期間が
満了した品種 = 約420品種



一般品種：
種苗の利用に制限なし

※表に記載のある品種は一例ですので、
詳細は農研機構HPをご確認ください

https://www.naro.go.jp/collab/breed/files/kenrimanryou_hinshu_202201.pdf

令和3年8/31にHP公開（最終更新日R4.7/13）



注目トピックス

種苗法改正への対応について

広報活動



「仕事人秘録」に久間理事長が
登場

お知らせ



種苗法改正への対応について

研究活動



NARO島津ラボ 山本万里研究代
表インタビュー動画掲載

刊行物



標準作業手順書(SOP)

農研機構トップページ (R4.9.7現在)

<https://www.naro.go.jp/index.html>

研究活動



農研機構が参加しているムーン
ショット型研究開発事業

お知らせ



「九州沖縄経済圏SFCプロジェク
ト」のウェブページを開設

研究活動



スマート農業プロジ

表彰・受賞

農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて (農業者向け)

最終更新日：令和 4年 7月13日(「品種リスト」の更新をしました。)

更新日：令和 4年 4月22日(「FAQ English version」の公開、「チラシ」と「品種リスト」の更新をしました。)

更新日：令和 4年 2月22日(「カンショ版チラシ」と「English page」を公開しました。)

更新日：令和 4年 2月 7日(「申請フォーム」の公開と「品種リスト」の更新をしました。)

更新日：令和 3年12月22日(「全品目版のチラシ」と「果樹版のチラシ」の公開と「FAQ」の更新をしました。)

更新日：令和 3年11月16日(「作物別の手続き」の「3.果樹」の公開と「品種リスト」の更新をしました。)

更新日：令和 3年10月14日(「FAQ」の公開と「品種リスト」の更新をしました。)

公表日：令和 3年 8月31日

[English page:](#)

種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等(以下「利用許諾権者」とします。))を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為(農業者が登録品種の種芋、親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用することを含めて、以下「自家用の栽培向け増殖」とします。))は、育成者権者の許諾が必要となります。

農研機構が単独で育成した登録品種(出願中の品種を含みます。以下同じ)の自家用の栽培向け増殖に係る許諾の手続きは下記のとおりです。

なお、他者と共同で権利を有する登録品種(共有品種)及び農研機構が保有する特許権が関わる登録品種につきましては、対応が異なる場合がございますので、個別にご相談下さい。

この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡(有償・無償に関わらず)を許諾するものではありませんのでご注意ください。

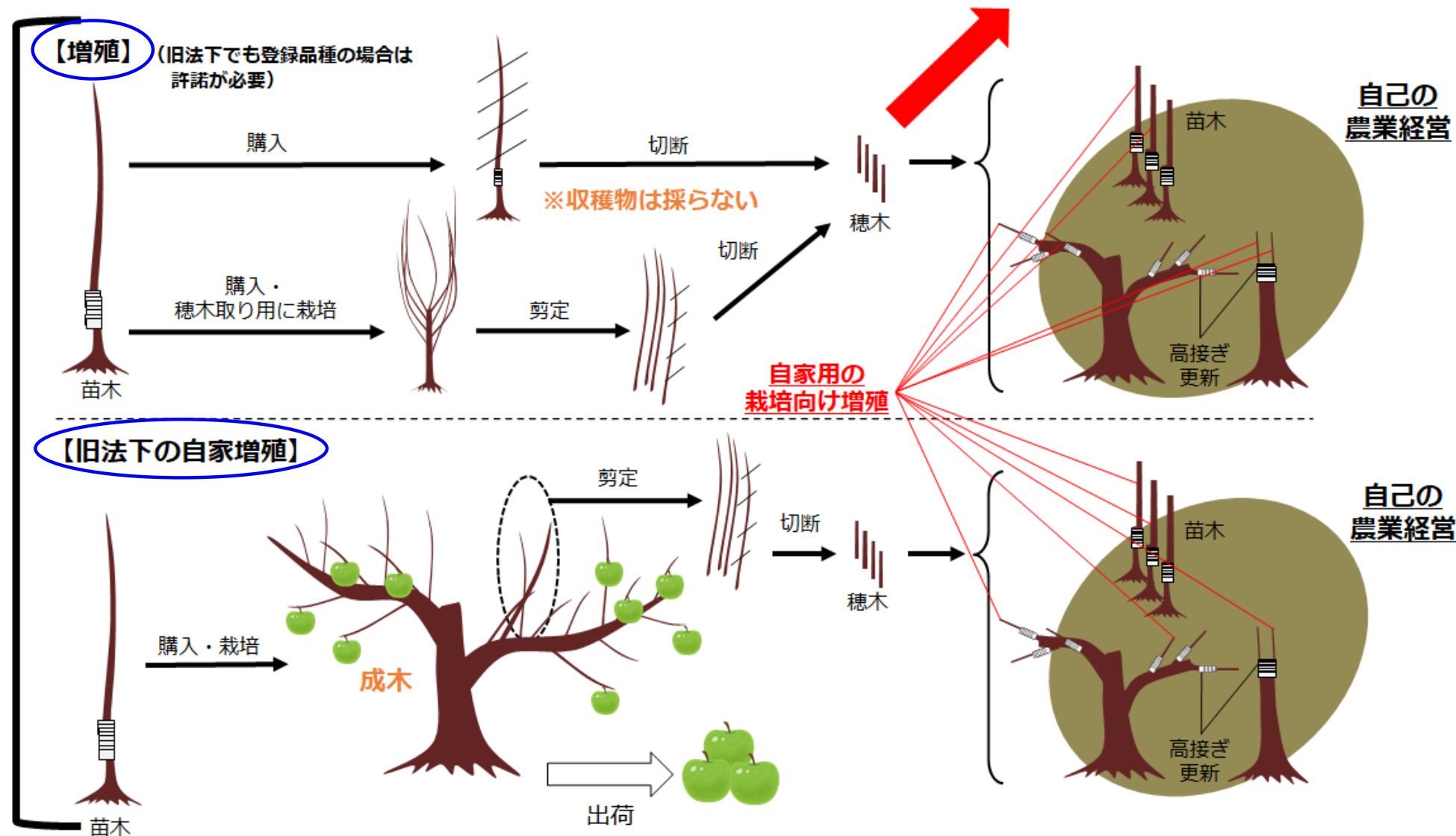
農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて（農業者向け）



- 種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等（以下「利用許諾権者」とします。）を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為（農業者が登録品種の種芋、親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用することを含めて、以下「**自家用の栽培向け増殖**」とします。）は、育成者権者の許諾が必要となります。
- 農研機構が単独で育成した登録品種（出願中の品種を含む）の自家用の栽培向け増殖に係る許諾の手続きは、**3種類**です。
- なお、他者と共同で権利を有する登録品種（共有品種）及び農研機構が保有する特許権に関わる登録品種につきましては、対応が異なる場合がございますので、個別にご相談下さい。
- この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡（有償・無償に関わらず）を許諾するものではありませんのでご注意ください。

「自家用の栽培向け増殖」とは（果樹を例に）

他者に種苗を譲渡する行為は許諾外



＊ 自己の農業経営用の「増殖」と「旧法下の自家増殖」をあわせて「自家用の栽培向け増殖」と定義し、許諾する。

「自家用の栽培向け増殖」とは（イチゴを例に）

（参考1）いちごの増殖と自家増殖

※現行法においても自家増殖した苗の他者への譲渡は
許諾が必要

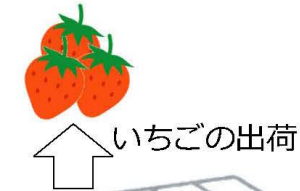
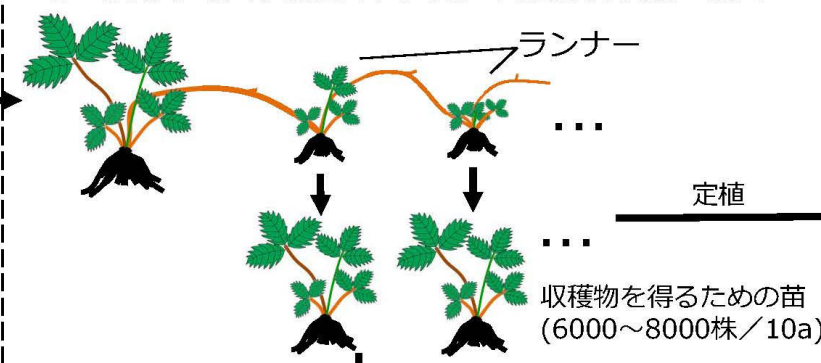
【増殖】

（現在も登録品種の
場合には許諾が必要）

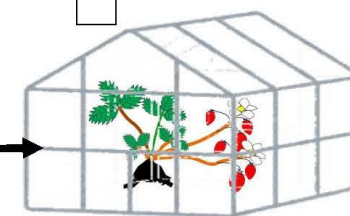
種苗を増殖するための苗
（原種苗）
（200～300株/10a）

採苗（増殖）※収穫物は採らない

いちごは病気に弱く、原種苗の3年に1回程度の更新が一般的



いちごの出荷

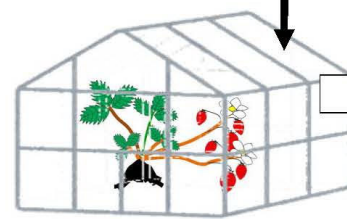


（翌年も植え替えずに
収穫可能）

【自家増殖】

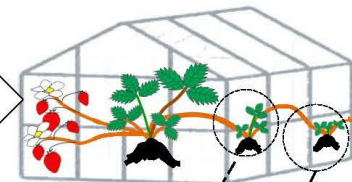
（法改正後は、登録品種の
場合には許諾が必要）

定植



いちごの出荷

採苗（自家増殖）



収穫物を採る
成株に発生した
ランナーから
更に採苗を増殖



（一部農家）

農研機構では「増殖」と「自家増殖」を
合わせて、「**自家用の栽培向け増殖**」と定義

農林水産省HPから抜粋

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-11.pdf>

手続きについて

対象品目	許諾が必要な主な品種	許諾方法等
・ぶどう ・カンキツ ・栗 ・ニホンナシ 等 の果樹	シャインマスカット、クイーンニーナ はるみ、せとか、津之輝、はれひめ ぼろたん、美玖里 あきづき、甘太、秋麗 合計96品種	・ Webで申請（有償） ・ 農研機構から送付する証紙を園地に掲示 ・ 遵守事項に従うこと
・カンショ ・イチゴ ・バレイショ ・茶	ベにはるか、クイックスイート おいCベリー、恋みのり こがね丸、インカのひとみ せいめい、さえあかり 合計90品種	・ Webで申請（無償） ・ 遵守事項に従うこと
・ 稲 ・ コムギ ・ オオムギ ・ ダイズ ・ サトウキビ 等	あきだわら、とよめき、きぬむすめ ネバリゴシ、ミナミノカオリ はるか二条、キラリモチ 里のほほえみ、シュウリュウ N i 2 3、N i 2 2 合計521品種	・ 農研機構ホームページで遵守事項を確認、申請手続きなし ・ 遵守事項に従うこと

1. 稲（飼料用米、WCS含む）、コムギ、オオムギ、ダイズ、サトウキビ、ソバ、ハトムギ、ゴマ、ナタネ、花き、牧草、トウモロコシ等



- 農研機構が育成した上記の登録品種については、**種苗更新を奨励しますが、自己の農業経営で行う農作物の生産を目的にした増殖の場合、品種の特性を損なわないように適切に管理・利用すること等〈遵守事項〉を条件に無償で許諾致します。**許諾に伴う**手続きは不要**ですが、自家用の栽培向け増殖を行った時点で、〈遵守事項〉に同意したものとみなします。
- この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡（有償・無償に関わらず）を許諾するものではありませんのでご注意ください。

なお、F₁品種※や、従前自家増殖が認められていなかった品種については、基本的に自家増殖の実態は少ないと考えておりますが、特段の事情があれば、個別にご相談ください。

※F₁とは、雑種第一代あるいは一代雑種（the first filial generation）のことをいい、2つの近交系統を交配（交雑）して作出された雑種のことを指します。

* 注意事項

- 本許諾の遵守事項について重大な違反があった場合、農研機構は本許諾を過去に遡って解除することができることとします。なお、本許諾を解除したことにより損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとします。
- 自家用の栽培向け増殖によって得られた種苗及び収穫物の特性に農研機構は責任を負わないものとします。
- 病害まん延のリスクが高い等、自家用の栽培向け増殖を行うことが適切でないと認められる場合は、許諾を行わないこととする場合があります。その場合は、あらかじめ通知いたします。

2. カンショ、イチゴ、バレイショ、茶

- 農研機構が育成したカンショ、イチゴ、バレイショ及び茶の登録品種の自家用の栽培向け増殖については、**申請をいただければ無償で許諾**致します。許諾を希望するときは、申請フォームより申し込み下さい（お申し込みの際は＜遵守事項＞をご確認下さい。）。
- ただし、カンショ、イチゴ、バレイショについては、正当に入手した種苗そのものから自家用の栽培向け増殖を行うことは、**入手後1年間に限り許諾手続きを不要**とします。
- **許諾期間は許諾通知の日付から3年経過した後の最初の指定日**（イチゴ・茶は8／31、カンショ・バレイショは10／31）とします。許諾期間が満了した日以降も引き続き増殖する場合は、改めて申請下さい。また、カンショ、イチゴ及びバレイショについては、申請にあたって種苗更新を必要とします。ただし、この許諾期間は当該登録品種の特性を保証するものではなく、病害抵抗性の低下など特性を損なう徴候が見られる場合は、許諾期間満了を待たずに早めに種苗更新をしてください。
- なお、農研機構では、サツマイモ基腐病の拡大防止に、組織をあげて取り組んでおります。基腐病の発病圃場からは、種イモを採取しない等、基腐病防除にも十分ご留意ください。
- また、自家用の栽培向け増殖を行った種苗を他者へ譲渡(有償・無償に関わらず)する場合は、別途団体等を通じた利用許諾の契約手続きが必要となります。

カンショ登録品種一覧（五十音順） ※令和4年1月31日時点。
令和4年3月31日までに権利切れになる品種を除く

あいこまち、あかねみのり、アケムラサキ*、**あまはづき**、アヤコマチ、
オキコガネ、オリジンルビー*、からゆたか、クイックスイート、九育
観1号*、九育観2*、九育観3*、九育観4*、九育観5*、九育観6*、
九育葉2号、九州121号、九州137号*、九州138号、コガネマ
サリ、こないしん、コナセンリ、コナホマレ、こなみずき、サエムラ
サキ*、サツマアカネ*、サツママサリ、すいおう、スズコガネ*、すず
ほっくり、スターチクイン、ダイチノユメ、タマアカネ、タマオトメ、
知恵の葉*、ちゅらかなさ、ときまさり、**パープルスイートロード***、
ハマコマチ、ひめあやか、ふくむらさき、**べにはるか**、べにまさり、
ほしあかね、ほしキラリ、ほしこがね、**みちしずく**、むらさきほまれ、
ムラサキマサリ*、**ゆきこまち**

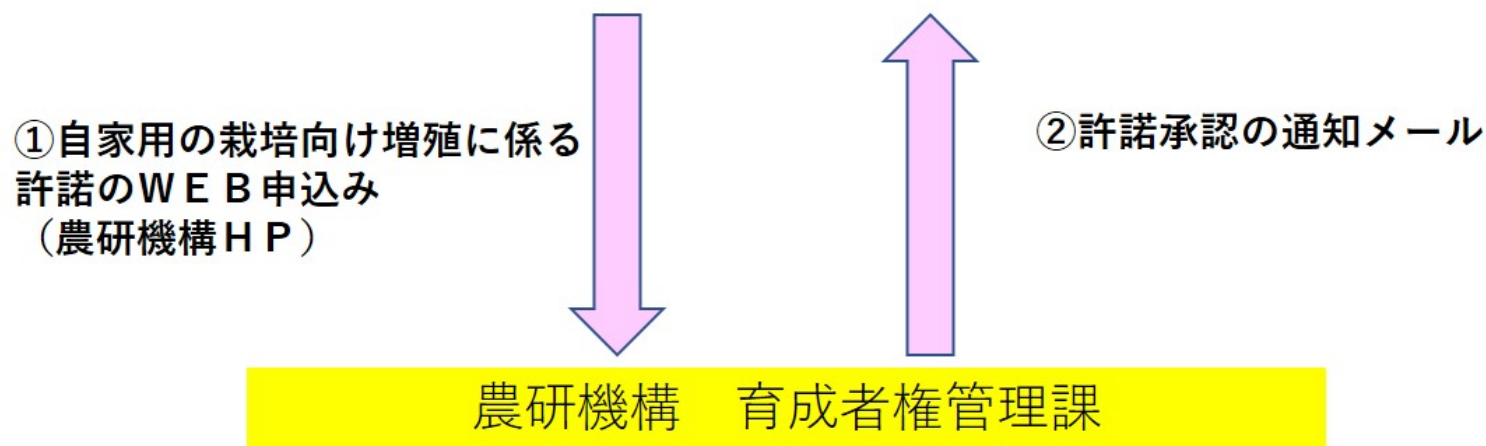
*については、個別の対応が必要となりますので、申請前に当機構育成者権管理課にお問い合わせくだ
さい。

青：出願公表品種

対象作物：カンショ、イチゴ、バレイショ、茶

農研機構が育成した登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続き
(農業者等及びとりまとめ団体向け)

自家用の栽培向け増殖に係る許諾申請者（農業者等又はとりまとめ団体）



3. 果樹（ブドウ、カンキツ、カキ、ニホンナシ、クリ、リンゴ、モモ等）



- 農研機構が育成したブドウ、カンキツ、カキ、ニホンナシ、クリ、リンゴ、モモ等の登録品種の自家用の栽培向け増殖については、有償で許諾致します。
- 許諾を希望するときは、申請フォームより申し込み下さい。
（お申し込みの際は＜遵守事項＞をご確認下さい。）
- 許諾の承認後に、**掲示用証紙**を送付しますので、**代表的な園地に掲示**してください。
- 許諾料は、自家用の栽培向け増殖 1 本当たり、農業者個人の申請の場合は100円/本(税込)、とりまとめ団体による申請の場合は50円/本(税込)といたします。申請は100本単位で行っていただくこととなり、許諾を受けた本数内で、自家用の栽培向け増殖が可能となります。
※結着の有無にかかわらず、接ぎ木・挿し木等を行う本数全てが種苗の生産（増殖）となり、許諾が必要です。
- 許諾期間は許諾契約開始日から令和5年3月31日までです。自家用の栽培向け増殖を行う年度毎に申請をしていただき、許諾期間は当該年度の許諾契約開始日から年度末（3月31日）までと致します。
- なお、この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡（有償・無償に関わらず）を許諾するものではありませんのでご注意ください。

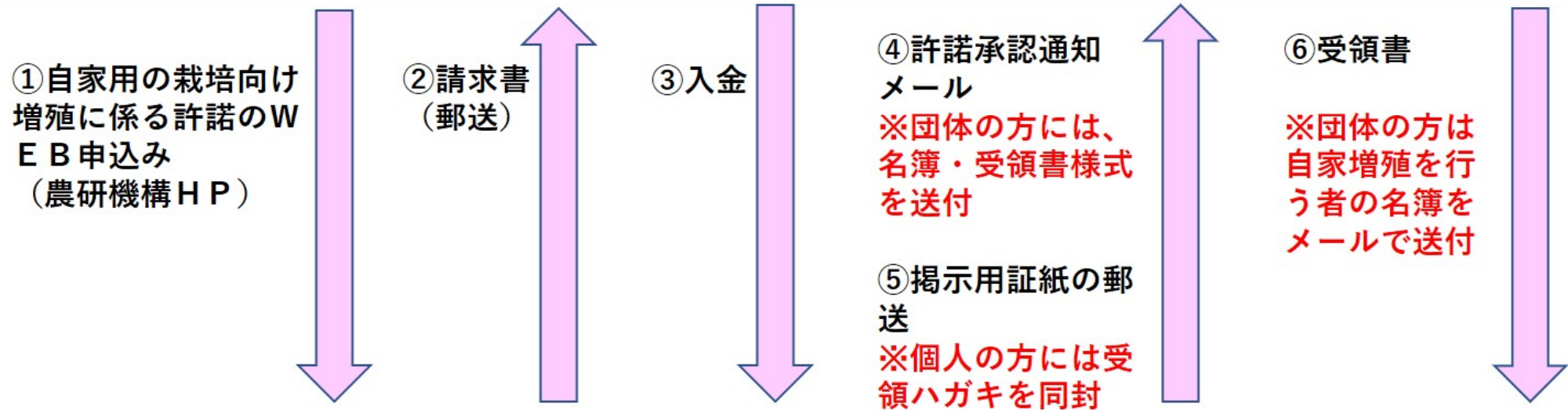
対象品目	主な品種
ブドウ	オリエンタルスター、クイーンニーナ、グロースクローネ、サニールージュ、サンヴェルデ、 シャインマスカット 、ダークリッジ、ハニービーナス
カンキツ	あすき、あすみ、かんきつ中間母本農6号、せとか、たまみ、はるひ、はるみ、はれひめ、ぷちまる、べにばえ、みはや、西南のひかり、西之香、津之輝、津之望、璃の香、麗紅、他
クリ	ぽろすけ、ぽろたん、秋峰、美玖里
ニホンナシ	あきあかり、あきづき、なつしずく、なるみ、はつまる、ほしあかり、王秋、甘太、秋麗、凜夏、他
リンゴ	JM1、JM2、JM7、もりのかがやき、ルビースイート、ローズパール、錦秋、紅みのり、他
モモ	さくひめ、つきあかり、つきかがみ、なつおとめ、ひなのたき、ひめこなつ、ひめまるこ、もちづき、白秋
カキ	甘秋、貴秋、朱雀錦、早秋、太雅、太月、太天、太豊、八秋、夕紅、麗玉
ウメ	加賀地蔵、翠香、八郎、麗和、露茜、和郷
その他	おひさまコット（アンズ）、ニコニコット（アンズ）、ジェイドスイート（セイヨウナシ）、 ハニービート（ニホンスモモ）

申請の流れ

対象作物：果樹（ブドウ、カンキツ、カキ、ニホンナシ、クリ、リンゴ、モモ等）

農研機構が育成した果樹の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続き
（農業者等及びとりまとめ団体向け）

自家用の栽培向け増殖に係る許諾申請者（農業者等又はとりまとめ団体）



農研機構（知的財産部 育成者権管理課）

①許諾申請から④許諾承認まで、目安として1週間程度の期間を要します。

許諾番号：

団 体 名：



自家用の栽培向け増殖の 許諾を受けています

許諾期間：許諾開始日から令和 5 年 3 月 31 日まで



種苗として第三者へ譲渡することを禁じます
譲渡を持ちかけた方も罪に問われる可能性があります
海外持出禁止(農林水産大臣公示有)

【許諾者】

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
(茨城県つくば市観音台 3-1-1)

接ぎ木を行った園地の地上から 1 メートル程度の高さで
公衆の見やすい場所に容易に飛散・脱落しないように掲示してください。

- ① 当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ② 当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③ 収穫物や植物体の一部を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また、利用した種苗によって本登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく当機構に報告すること。なお、F₁品種のように収穫物が種苗に適さないなど、増殖の際に注意が必要なものがありますので個別にご相談ください。
- ④ 本許諾に基づき準備した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。なお、果樹及び茶の場合、剪定枝は焼却等を行い確実に廃棄処分すること。
- ⑤ 本許諾に関連する書類やほ場について、必要に応じて当機構が調査することを認め協力すること。
- ⑥ 第三者から本登録品種の種苗を用いて得た収穫物や植物体の一部を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を当機構に報告すること。
- ⑦ その他本許諾に係る事項について当機構の指示に従うこと。
- ⑧ 園地に掲示する証紙を、接ぎ木を行った園地の地上から1メートル程度の高さと公衆の見やすい場所に容易に飛散・脱落しないように掲示すること。(果樹の場合)
- ⑨ 許諾を受けて入手した証紙を有償・無償に関わらず第三者へ譲渡しないこと。(果樹の場合)

以下の場合、農研機構は本許諾を解除できるものとします。

- ① 利用者が虚偽の申請を行ったとき。
- ② 本許諾の遵守事項について重大な違反を犯した場合
- ③ 利用者が法人である場合において、他の法人と合併、企業提携
あるいは資本関係の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者
に移動したと認められた場合
- ④ その他前各号に準ずるような本許諾を継続し難い重大な事由が
発生した場合

果樹だけ許諾料が必要な理由

農研機構として・・・

- ・ 海外流出リスクの大きさや流出した際の影響の大きさ
- ・ これまでの権利侵害の実態等

を考慮した結果、品目によって許諾の仕組みを分けることとした。

なお、果樹については、

- ・ 木本性植物であり、ひとたび海外流出が起これば違法な収穫物が安定的かつ長期的に生産されるリスクがある。
- ・ これまで農研機構の登録品種において国内外で違法な種苗の取り締まり対応が発生しているのは全て果樹である。
- ・ 品種のブランド価値を守り、国内の生産者が品種のメリットを最大限享受できるよう、育成者権の適切な管理を行うためのコストの一部として、許諾料の負担をお願いすることとした。
- ・ 許諾料は、これまで種苗を購入する際に負担いただいていた許諾料と同等の水準とした。

シャインマスカットの輸入差止申立が税関で受理 (令和3年5月10日)



知的財産の輸入差止申立情報：育成者権では、1件のみ。

5月10日 [国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構育成者権について新規申立てを受理しました。](#)
[株式会社宮本製作所の特許権について新規申立てを受理しました。](#)

2022/04/01 19:58

育成者権：ぶどう：税関 Japan Customs

**税関**
Japan Customs

関税局・
税関について

全国の税関

お問合せ

密輸情報提供

本文へ | 文字サイズ **標準** **拡大** |  English

サイトマップ

ENHANCED BY Google 

現在位置: [ホーム](#) > [知的財産の輸入差止申立情報:権利種別](#) > [知的財産の輸入差止申立情報:育成者権](#) > ぶどう

知的財産の輸入差止申立情報

(注)各権利の詳しい内容をお知りになりたい方は、お手数ですが[関連するページ](#)  をご照会下さい。

知的財産の輸入差止申立情報詳細

権利種別	権利の内容	侵害物品の品名	申立の有効期間 (情報の継続期間)	差止申立者(情報提供者)・法人番号 連絡先名 連絡先電話番号
育成者権	シャインマスカット(ぶどう)【育成第13891号】	ぶどう	自:令和3/5/10 至:令和7/5/9	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構(7050005005207) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 本部知的財産部 育成者権管理課 029-838-6866

現状の分析では

- ・ 約800件の許諾申請あり。
- ・ 許諾の内訳は、カンショで約70%、イチゴで約15%、果樹で約10%、その他で約5%。
- ・ 50件を超える申請を受け付けた県がある一方、申請が0の県もある。
- ・ カンショ「ベにはるか」の許諾申請数が最も多く、次いでカンショ「パープルスイートロード」、イチゴ「おいCベリー」、イチゴ「恋みのり」が多い。
- ・ 果樹の品目品種では、ブドウ「シャインマスカット」「クイーンニーナ」、ニホンナシ「甘太」「あきづき」、クリ「ぼろたん」「美玖里」が多い。